

# PTAのしおり

京都市立常磐野小学校 P T A

卒業まで保管してください

役員＝本部役員



《運営委員会》

学校長・本部・クラス委員会の代表が集まり、活動案を審議・検討し、相互理解の充実に努める。

《本部》

学校・家庭・地域社会との関係を築き連携する。

校内外の行事や会議の出席、PTA活動の内容・日程・予算の調整を行い、PTA活動が円滑に実施されるよう、地域・各種団体及びPTA内の各組織と連携して、PTAを運営する。

《クラス委員会》

児童の安全と健全な育成を目標とし、地域に根ざし、地域の諸活動へ参加・協力した優しい活動を行う。また、学校と家庭を結ぶ中継役として、保護者間の親睦を大切にし、PTA活動に関心を持っていただけるような活動を行う。

《本部役員選挙管理委員会》

《クラス委員選挙管理委員会》

選挙のときに発足する。

## 常磐野小学校PTA規約

### 第1条 名称

この会は、常磐野小学校PTA(保護者と教職員の会)といい、事務局を常磐野小学校(右京区太秦京ノ道町20-5)に設置する。

### 第2条 目的

1. この会は、憲法・教育基本法・児童憲章に基づいて民主教育の発展をはかる。
2. この会は、学校・家庭(保護者)・地域社会とのつながりを密にして、会員の親睦を深めながら、安心安全な児童たちの学校教育環境の整備に資する活動及び児童の健全な育成をPTA全体として推進する。この際、年々増加している自然災害への備えの意識の高揚をはかる。

### 第3条 活動と方針

1. この会は、民主教育と児童の正しい成長を理解し推進するための話し合いや学習を行う。
2. この会は、学校と地域の教育や児童福祉に関する願いを正しく受け止め、行政や地域及び家庭に反映するための活動を行う。
3. この会は、学校教育に関する、学校と地域の要求に応える民主的団体として自主的に活動する。
4. 次の目的のためのPTA利用を固く禁ずる。
  - イ. 営利目的、宗教・政治活動
  - ロ. 公益を害し、または風俗を乱す恐れのある活動

### 第4条 会員

1. この会は、常磐野小学校に在籍する児童の保護者と教職員を会員とする。
2. この会の、加入・脱退は、別に定められた手続きを必要とする。
3. すべての会員は、平等の権利と義務を持つ。

役員＝本部役員

## 第5条 本部役員

1. この会に、本部役員（以下、役員と略す）をおく。

2. 役員の種類・人数・任務内容は、次の通りとする。

| 役員の種類 | 役員数            | 役員の任務                            |
|-------|----------------|----------------------------------|
| 会長    | 1名             | この会の代表者として会務をまとめ、議決事項を行う。        |
| 副会長   | 2名             | 会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。       |
| 書記・庶務 | 4名<br>(内1名教職員) | 会議の議事を記録し、各種の通知を発するなどの<br>責務を行う。 |
| 会計    | 2名<br>(内1名教職員) | 会計事務を行う。                         |

※ 担当校や理事校の行事がある年など、役員の増員を行うこともある。

※ 周年行事の年は、周年行事担当副会長を1名増員する。

3. 役員数は必要に応じ、総会の承認を得て変更することができる。

4. 役員の任期は次の通りとする。

- ① 役員の任期は当該年度4月1日から翌年4月30日（会計年度と異なる）とする。  
なお、前年度より引継ぎ期間を設ける。  
但し、教職員より選出する役員についてはこの規定は適用しない。
- ② 任期が満了しても新役員が決定するまでは、その任務を続行する。
- ③ 補欠選挙による新役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6条 会計監査

1. この会に、会計監査2～3名をおく。

2. 会計監査の任期は、当該年度5月1日から翌年4月30日とする。

3. 任務は、会計監査及び役員経験者としての役員に対する相談役とする。

役員＝本部役員

#### 第7条 委員会とその任期

1. この会の目的・活動・方針にそって次の委員会を設ける。

| 委員会の種類 | 委員の数                                    | 備考                                                          |
|--------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 運営委員会  | 役員6名以上<br>学年長6名<br>B・C班長2名<br>ひまわり学級 1名 | 定時運営委員会は、5月・9月・12月・2月を目安に年4回とする。                            |
| クラス委員会 | 各クラス3名<br>ひまわり学級 1名                     | A・B・Cの3つのグループに分かれて活動する。<br>Aには学年長6名、<br>A・B・Cにはそれぞれ班長1名をおく。 |

2. 臨時委員会は、必要のあるときに設け解散する。
3. 本部役員は、委員会に出席できる。
4. PTA会員及び保護者は、原則として委員会を傍聴することができる。
5. クラス委員の任期は、次期クラス委員の選出をもって任期満了とする。

#### 第8条 本部役員と委員の選挙

1. 別に定める選挙規程による。
2. すべて一会員一役を原則とする。

#### 第9条 総会

1. 総会は、全会員が参加するこの会の最高議決機関とする。
2. 総会は、定時総会2回と臨時総会とする。
3. 定時総会は、活動方針、予算・決算・会計・会務の報告、役員・会計監査の選出、その他の重要事項を審議決定する。
4. 臨時総会は、運営委員会が認めたとき、あるいは会員の10分の1以上が必要と認めたととき30日以内に開かなければならない。
5. 総会の成立には、会員の5分の1以上の出席を必要とする。（委任状を認める）  
ただし、社会情勢により総会の開催が困難な場合は、書面やオンライン等を用いた手段でも開催可能である。
6. 総会を開くときは、その5日前までに議事の内容を全会員に通知しなければならない。
7. 総会議長は、そのつど役員以外の会員から選出する。
8. 総会の議決は多数決とする。賛否同数のときは会長が決定する。

#### 第10条 会計

1. この会の経費は、会費及び事業収入並びに寄付による。
2. 会費は、年間1家庭2000円（PTA年間保険代を含む）とする。  
（兄弟のいる会員は、低学年より納入）  
（京都中央信用金庫の普通預金口座から、引き落とし）  
転入の際には転入月より、転出の際には転出つきまでとする。
3. 会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日までとする。
4. 会計事務の処理は、会計規程に定める。

役員＝本部役員

第11条 規約及び規定の改正

規約及び規程の改正は、総会場で承認されなければならない。

附則 この規約は、昭和56年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、平成10年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、平成13年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、平成14年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、平成16年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、平成21年6月22日より施行する。

附則 この規約は、平成26年4月15日より施行する。

附則 この規約は、平成29年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、平成30年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、平成31年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、令和 2年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、令和 3年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、令和 4年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、令和 5年4月 1日より施行する。

附則 この規約は、令和 7年4月 1日より施行する。

## 常磐野小学校PTA会計規程

**総 則** 常磐野小学校PTA会計の健全性を確保し、会活動の進展に寄与するために、この会計規程を定める。その執行は、本会規約の目的・活動・方針にそって、厳正で計画的に行わなければならない。

### 第1章 会計の収納及び支出

第1条 会費の収納は、常磐野小学校PTA規約第10条にそって行う。

第2条 会計は、予算制度により執行する。予算の決定は、年間の行事予定に基づいて、各班の意見を反映し、運営委員会の審議を経て総会で決定する。

第3条 会計に次の帳簿を保存する。

1. 現金出納簿及び貯金通帳
2. 会員名簿による会費納入明細書
3. 各班及び予算費目ごとの支出明細書
4. 備品の台帳
5. 会計証拠書類綴り

第4条 会員の請求があれば、いつでも会計の帳簿及び領収書綴りの閲覧に応じなければならない。

第5条 予算成立前において、会長が直ちに必要と認めた場合は、役員会にはかり、支出することができる。但し、事後運営委員会の承認を得なければならない。

第6条 予算は運営委員会で止むを得ない理由があると認めた場合、流用することができる。

第7条 予備費を使用するときは、運営委員会に諮らなければならない。

第8条 経理は、総会で議決された予算に基づいて行い、決算は、会計監査を経て議会に報告し承認を得なければならない。

附則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日より施行する。

役員＝本部役員

## 第2章 弔慰金

第9条 1. この会の会員及び常磐野小学校児童並びに教職員が亡くなったときは次の定めにより弔慰金などをおくることができる。

① しきみ一対と弔慰金。

② 弔慰金については、そのつど役員会で決定する。

2. その他役員が必要と認めたときは、前項9条第1項に準ずるものとする。

第10条 弔慰金は、学級・地域で、PTA組織を通じて集金してはならない。

第11条 弔慰金に対して品物やお金などにより返礼してはならない。

第12条 その他、必要と認めたときは運営委員会に諮り決定する。

附則 この規程は、昭和56年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和 4年4月1日より施行する。

## 第3章 サークル活動費

第13条 PTA事業に関して、学校間の対外交流に必要なものだけを認める。

第14条 PTA事業に準ずる試合以外の校外活動費、個人で使用する物、飲食、贈答品、現PTA会員以外の費用については認めない。

附則 この規程は、平成23年5月26日より施行する。

附則 この規程は、令和 4年4月 1日より施行する。

## 常磐野小学校PTA選挙規程

### 第1条 総則

常磐野小学校PTAの役員及び委員・会計監査の選挙は、この規程に従って行う。

### 第2条 無記名投票

この規程による本部役員選挙はすべて無記名投票とし、選挙権は1家庭1票とする。

### 第3条 本部役員選挙管理委員会

1. 本部役員選挙管理委員会は運営委員で構成する。
2. 本部役員選挙管理委員になった人が役員候補に選ばれたときは、本部役員選挙管理委員の資格がなくなる。そのときは、必要により、欠員を補充する。
3. 立候補の届け出がなく役員の定員数に満たない場合、本部役員選挙管理委員会は本人の同意を得て役員候補者を推薦し、候補者は年度末の総会において会員の信任を問うこととする。
4. 本部役員選挙管理委員会は次期役員の立候補を公示し、定員数を越えて立候補者がある場合は、会員による選挙を実施する。
5. 本部役員選挙管理委員会は役員選挙において、選挙日の5日前までに、全候補者を会員に発表する。候補者名は届け出順または、抽選で決定して報告し、学年・種別（自立候補・推薦候補・会長候補・役員候補）を明示する。
6. 本部役員選挙管理委員会の任務は次のとおりとする。
  - イ. 選挙期日の告示
  - ロ. 候補者の受付
  - ハ. 候補者の発表
  - ニ. 投票・開票の実施と管理
  - ホ. 当選者の発表
7. 本部役員選挙管理委員会は次期役員が信任されたとき、解散する。

### 第4条 クラス委員選挙管理委員会

1. クラス委員選挙管理委員会はクラス委員で構成し、選挙準備・事務はA班が行う。
2. クラス委員選挙管理委員会の任務は次のとおりとする。
  - イ. 立候補者の受付
  - ロ. 選挙期日の告示
  - ハ. 選出の実施と管理
  - ニ. 当選者の発表
3. クラス委員選挙管理委員会は、次期クラス委員が選出されたとき、解散する。

#### 第5条 役員候補者の種類及び届出

1. 会員は、PTA会員5名の推薦を得て、役員に立候補できる。
2. 候補者の種類
  - イ. 自立候補者  
自ら立候補するもので、推薦人名簿を添えて、本人が届け出る。
  - ロ. 推薦候補者  
会員によって推薦され同意した者で、本人の同意書と推薦人名簿を添えて推薦人の代表が届け出る。
  - ハ. 選挙候補者  
ニ・ロの候補者が1月31日時点で定数に満たなかった場合は、学年末の懇談会で各クラスより選出する。
3. 立候補者及び推薦候補者は、次の役職別に届け出る。
  - イ. 会長候補  
立候補者及び推薦候補者の届け出がなかった場合、学校運営委員会に候補者の推薦を委ねる。
  - ロ. 役員候補  
副会長・会計・書記・庶務を一括して役員候補と呼び、役職は互選する。
4. 現在6年生の会員であっても、新1年生の会員になれる人であり、なおかつ本人の同意があれば役員候補として認める。
5. 新1年生(現:年長)の次期会員は、1月31日時点で選挙候補者が定数に満たない場合に限り、役員候補として認める。
6. 選挙候補者の対象
  - イ. 会長候補 現1年生から現5年生までの各クラスから1名選出する。
  - ロ. 役員候補 現1年生から現5年生までの各クラスから1名選出する。その後役職については互選とする。
7. 立候補者数が定員を上回った場合には、立候補者にて互選とする。

#### 第6条 役員の補欠選挙

役員の任期中に欠員がでたときは、運営委員会の要請によって補欠選挙を行うか、または、運営委員会の推薦により、全会員の信任を得て決定補充する。

#### 第7条 会計監査の選出

PTAの運営の見識者である前年度役員中より2～3名を選出し、総会にはかり決定する。前年度役員の中で、選出できない場合は、過年度役員から選出することができる。

#### 第8条 クラス委員の選出

1. クラス委員は、各クラスより3名選出する。
2. 立候補は、前年度末に配布する立候補届の提出により受け付け、定数に満たない場合は選挙当日に挙手による立候補を受け付ける。
3. 立候補については、同一会員に複数の児童がある場合には、高学年の児童での立候補とする。なお、その児童でのクラス委員の経験がある場合にはその児童の下学年の児童での立候補とする。高学年の児童の委員選出が、再度選出（同条8項参照）となった場合には高学年での立候補となり、低学年の児童での実績にはならない。
4. 立候補が定数に満たない場合には、年度初めの懇談会において前年度クラス委員の運営に従いくじ引きで選出する。  
なお、会員自らくじ引きに対応できない場合は、前年度クラス委員が代行する。
5. 同一会員が2クラス以上で当選した場合は、高学年を優先して当選とし、欠員の出たクラスは次点者を当選とする。
6. クラス委員は、クラス委員会において各学年の学年長、B・C班長2名を互選により選出する。
7. 各学年の学年長で、A班長を互選により選出する。
8. くじ引き対象者は、その児童に対しての委員経験者を除く。但し、対象者が定数に満たない場合には、未経験者は必ず選出され、不足する定数は、委員経験者から再度選出される。

#### 【細則】免除について

##### 〔本部役員について〕

1. 役員における免除については、退任した翌年度より6年間免除とする。また、役員を2年経験した際には永久免除とする。但し、任期途中での退任及び、本人が希望した場合はその限りではない。
2. 役員を1任期と会計監査（相談役を含む）を1任期経験した際は、永久免除とする。
3. 役員の免除については、平成26年度より6年間の免除となる。したがって平成25年度までの経験者については、すべての児童に対して永久免除となる。本人が希望した場合はその限りではない。
4. 免除期間終了後にクラス委員に選出された場合は、班長を免除される。

役員＝本部役員

〔クラス委員について〕

1. 運営委員会構成員となったクラス委員は、翌年度の役員選出が選挙となった際その候補者から免除される。その他のクラス委員は、候補者となる。なお、一度班長に選出された委員は、以降すべての児童について班長を免除される。
2. 令和2年度の見守り委員、専門委員は翌年1年間免除、令和元年度及び令和2年度の選挙管理委員は翌年から2年免除となる。令和2年度までの委員の経験は令和3年4月1日施行規程では適用されない。
3. 過去全ての学年長・委員長・ブロック長・班長経験者は、すべての児童について学年長・班長の選出から免除される。但し、クラス委員立候補届兼調査アンケートを提出する際、過去の役職経験を提出するほか、最初のクラス委員会において自己申告が必要である。
4. 令和5年度以降の選挙管理委員長経験者は、任期終了の翌年度より6年間、役員及びクラス委員を免除とする。

\* 選出されながら、1年間の活動に不参加の場合は経験者として認めない。

【附則】

この規程は、昭和56年 4月 1日より施行する。  
この規程は、平成10年 3月 7日より改正する。  
この規程は、平成12年 3月 4日より改正する。  
この規程は、平成15年 3月 3日より改正する。  
この規程は、平成16年 3月 8日より改正する。  
この規程は、平成18年 3月 9日より改正する。  
この規程は、平成22年 3月 4日より改正する。  
この規程は、平成26年 6月 1日より改正する。  
この規程は、平成28年 3月 2日より改正する。  
この規程は、平成29年 4月 1日より改正する。  
この規程は、平成30年 4月 1日より改正する。  
この規程は、平成31年 4月 1日より改正する。  
この規程は、令和 2年 4月 1日より改正する。  
この規程は、令和 3年 4月 1日より改正する。  
この規程は、令和 4年 4月 1日より改正する。  
この規程は、令和 5年 4月 1日より改正する。  
この規程は、令和 6年 4月 1日より改正する。  
この規程は、令和 7年 4月 1日より改正する。